

R4.10.6 議会運営委員会

- 加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 意見書案の送付先について**
- 加藤委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
提出された意見書案は7件である。そのうち5番の「女性デジタル人材育成を強
力に推進するための支援を求める意見書」案は、危機管理文化厚生委員会及び商工
農林水産委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する危機管理文化厚生
委員会へ送付することとしている。
以上、意見書案7件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
たいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、さよう決する。
なお、昨日の議運でお話のあった北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議することを内
容とする決議案を提出する場合は、委員会に根を残すため所管の常任委員会で御協
議いただくということで、御了承願う。
- (了 承)
- 加藤委員長 また、常任委員会で不一致となった意見書・決議案は、議運へ差し戻されること
となるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したもの
とみなすことにしたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 加藤委員長 不一致となった意見書・決議案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任
委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会
した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。
- 2. その他**
- 加藤委員長 次に、その他で何かないか。
- (な し)
- 加藤委員長 それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月14日金曜日午前9時から開
催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。